相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市多摩区布田一五五九番地四、最後の住所川崎市多摩区布田八番一〇―二〇二号サンビーム多摩川　被相続人　亡　塩屋　智章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

川崎市川崎区砂子一丁目一番一四号ＪＴＢ川崎共同ビル八階　伊藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽四二六番地一、最後の住所新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽一〇五七番地甲　被相続人　亡　加藤　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

相続財産管理人　弁護士　砂山　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区宮本町五八番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区宮本町一〇番三号　被相続人　亡　望月スミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　茨木　祥人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市静波四五七番地一、最後の住所静岡県牧之原市細江六〇五二番地二サンシーカーＢ　一〇一　被相続人　亡　今村　信幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

静岡県牧之原市細江三二〇三番地二

相続財産管理人　司法書士　佐藤　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市東中条町九番、最後の住所大阪府茨木市東中条町九番三号マンション東中条三〇一号　被相続人　亡　小北カツミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目一〇六番地、最後の住所大阪府大阪市天王寺区生玉寺町七番五四―一〇〇二号

被相続人　亡　永原喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビルディング四階

相続財産管理人　弁護士　小寺　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県氷上郡柏原町東奥二九九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　佐々木よつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

兵庫県丹波市柏原町柏原九八〇番地二　柏原センタービル三階

相続財産管理人　弁護士　金子　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市揖保川町二塚三六番地、最後の住所兵庫県たつの市揖保川町二塚五八番地一　被相続人　亡　田口　雅章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市金城町今福二三番地、最後の住所島根県江津市都野津町二三六四番地四　被相続人　亡　中原　重視

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

島根県江津市都野津町二二八九番地、事務所島根県江津市都野津町一八九一番地木原司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　木原　聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市香々地四三六九番地、最後の住所北九州市八幡西区岸の浦二丁目四番五四―二〇八号　被相続人　亡　牛迫泰次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

事務所北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒二二一番地、最後の住所福岡市東区香椎駅東三丁目二五番五五号　被相続人　亡　早川　淑光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

福岡県糟屋郡志免町石橋台六番一号　桜丘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　葛西　俊宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲三〇三九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久保　秀春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

佐賀県鹿島市大字高津原五四一番地二城内パークハイツⅢ二〇一

相続財産管理人　前田　宏樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分郡大分町大字田原一三八番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　工藤　久吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十日

大分市賀来西二丁目三番一号

相続財産管理人　松村　哲也

会社設立のお知らせ

平成二十八年三月一日東京法務局にて設立登記を完了しＪＰクーパ合同会社がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十八年四月二十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二七番地一三号　ＪＰクーパ合同会社

代表社員　佐々木淳一